

事 業 報 告

第 2 期

自 平成 20 年 4 月 1 日

至 平成 21 年 3 月 31 日

東京港埠頭株式会社

事業報告

自 平成 20 年 4 月 1 日

至 平成 21 年 3 月 31 日

1 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社は、東京都の「行財政改革の新たな指針」に基づく監理団体改革として、東京港の主力外貿コンテナ埠頭を管理運営していた財団法人東京港埠頭公社の業務を承継し、平成 20 年 4 月 1 日に民営化(株式会社化)いたしました。これにより、一層柔軟な対応が可能な体制に移行するとともに、企業性の発揮による効率的な経営に取り組み、お客様への迅速なサービス向上に努めてきました。

そして、東京港が国際的な貿易港・首都圏の物流基地として重要な役割を担い、都民に親しまれ潤いのある水辺の都市空間として発展するよう全力を尽くすという経営理念のもと、物流の技術革新や取扱貨物の動向など社会経済状況の変化を敏感に捉え、お客様ニーズに対応した埠頭の管理・運営を行うとともに、柔軟な料金体系の構築などをお客様にご提案いたしました。

さらに、海上公園等指定管理者事業のイベント等を着実にやってきたことで、地域住民や来園者の方々とのコミュニケーションをとおして、臨海地域の活性化を図ってまいりました。

また、平成 21 年 1 月 1 日に株式会社東京臨海ホールディングス(持株会社)との経営統合(グループ化)が完了したことにより、グループ 5 社体制がスタートいたしました。

一方、わが国経済に目を向ければ、米国の金融危機に端を発した景気後退のあおりを受け、日本経済は昨年秋以降、急速に悪化し、国内外の海上貨物の荷動きが急速に減退してきております。併せて、当社においては、平成 20 年度の税制改正による減価償却費の増に加え、旧埠頭公社から承継した資産にかかわる登録免許税等の費用増などの影響により、今期の経営状況は、厳しい状況となりました。

続きまして、各事業ごとの収支は以下のようになりました。

① 外貿埠頭事業

当期の外貿埠頭事業は、建設事業として大井コンテナ埠頭のヤード舗装改良、貨物積替円滑化支援施設の建設等を実施するとともに、大井・青海コンテナ埠頭、お台場ライナー埠頭の管理運営事業及び青海埠頭における密接関連事業を行いました。また、収入面では新たな取り組みとして埠頭貸付料にインセンティブ制度を導入しました。これにより営業収益は 9,273 百万円、一方、営業費用は業務管理費及び一般管理費として 2,121 百万円、維持修繕費は 399 百万円、減価償却費は 5,334 百万円となりました。

② 建設発生土有効利用事業

建設発生土有効利用事業では、新海面処分場、中央防波堤外側等において、東京都内で発生した建設発生土の受入れ、処理を行うとともに、地方港湾の埋立用材として活用する広域利用事業を実施し、営業収益は2,698百万円となりました。一方、営業費用は水底土砂埋戻し工事他を実施し、管理経費と合わせて2,856百万円となりました。

③ 環境保全事業

環境保全事業では、東京港内の水域の清掃船による海上清掃事業や船舶から出る廃油の回収事業を実施し、東京港内の汚染防止事業を実施しました。また、羽田沖拡張部埋立地周辺の浅場において、水生生物の生育環境を良好な状況に保全するとともに、都民が海釣り等のレクリエーションを楽しめるよう維持管理を実施し、営業収益は210百万円となりました。一方、営業費用は、清掃船舶の運航経費や浅場の稚魚放流事業等を含め401百万円となりました。

④ フェリーターミナルビル等運営事業

フェリーターミナルビル等の運営事業では、東京港10号地その2にあるフェリーターミナルビルとその背後地にあるシャーシープール等の管理・賃貸を実施し、貸付料収入他として営業収益は381百万円となりました。一方、業務管理費、維持修繕費など営業費用は415百万円となりました。

⑤ 指定管理者関連事業等

指定管理者関連事業では、海上公園等の維持管理の他、船舶への給水事業等を実施し、営業収益は2,347百万円となりました。一方、業務管理費、減価償却費など営業費用は2,790百万円となりました。

以上、当期の営業収益合計は、14,911百万円となり、営業費用14,319百万円を減じた全事業営業利益は591百万円となりました。

これに、受取利息を含む営業外収益224百万円を加算し、支払利息を含む営業外費用567百万円を減算しますと、経常利益は249百万円となりました。

さらに、補助金収入の特別利益と固定資産除却損等の特別損失を、それぞれ加減算いたしますと、税引前当期純利益は236百万円となりました。

これから法人税、住民税及び事業税並びに法人税等調整額を減じた当期純利益は134百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

外貿埠頭事業におきましては、近年のアジア諸港の急激な躍進により、東京港の国際的地位が低下していく中、このまま放置すれば国際基幹航路から外れ、我が国経済に与える影響は極めて深刻なものになると危惧されます。このような認識を東京港、川崎港、横浜港で共有し、積み重ねた港湾経営の実績を活かしつつ、東京湾の国際競争力を強化するために連携を一層強化することで合意し、三港湾管理者による基本合意書を締結したところであります。このため、当社は港湾管理者と協力し将来のポートオーソリティを視野に入れながら、共同で広域連携の仕組みづくりの検討に着手し、お客様のニーズに的確に応えていくことが重要な課題となっております。

また、当社では、これまで東京都環境確保条例による「地球温暖化対策計画書制度」に基づいた温室効果ガス削減の対象事業所として、大井コンテナターミナルにおける「地球温暖化対策計画書」の策定と対策を実施してまいりましたが、平成22年度(予定)から条例改正による削減量が義務化され、これまで以上の取り組み努力とお客様との協力体制の強化を図っていく必要があります。

外貿埠頭事業以外の港湾関連事業におきましては、東京臨海副都心地域の開発をはじめとした、ビジネス・アミューズメント施設の整備や水辺の景観を生かしたスポーツ・レクリエーション機能の充実など、他の地域にない優位性を備えた魅力あるまちづくりが展開されております。この魅力を最大限に活かし、都民に親しまれる東京港の一層の発展を実現する使命があります。

さらに、この度の株式会社東京臨海ホールディングスとの経営統合により、グループとして相互連携による相乗効果を発揮させることにより、資金戦略や広報戦略を推進していくとともに、適正かつ効率的な業務運営を確保するための体制を充実させ、持続的に発展する企業集団としての体質強化が求められます。

こうした状況を踏まえ、当社は外貿埠頭事業を中核とした今後の事業展開の推進とともに、民営化の実現で求められる経営の効率化とお客様サービスの向上を図りながら、東京港のさらなる発展に寄与することを目指します。

また、安定した経営基盤を維持するには、社員一同がコスト削減の意識をより強くもち創意工夫して事業遂行し、組織を支える人材として、専門知識を有し、お客様から信頼される人材育成の体制を強化することに努めてまいります。

株主各位におかれましては、今後とも尚一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況及び資金調達の状況

当期の設備投資の状況は特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条に基づく事業を実施したほか、下表のとおりとなっております。

(単位:百万円)

事業区分	埠頭名	内容	実施額
特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条に基づく事業	大井コンテナ埠頭等	ヤード舗装改良等	346
港湾機能高度化施設整備事業	大井地区等	貨物積替円滑化支援施設	771
その他事業	大井地区等	大井コンテナ埠頭背後地整備等	480
合計			1,597

*特定外貿埠頭の管理運営に関する法律第6条に基づく事業の財源は、国庫無利子借入金(3割)、港湾管理者無利子借入金(3割)、特別転貸債借入金(2割)、自主財源等(2割)で構成されています。

上記設備投資にかかる資金調達については、下表のとおりとなっております。

財源	金額
国庫金転貸無利子借入金	103,800 千円
港湾管理者無利子借入金	103,800 千円
特別転貸債借入金	69,200 千円
国庫補助金	101,000 千円
合計	377,800 千円

上記以外は自主財源を当てております。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区分	単位	平成18年度	平成19年度	平成20年度 (当事業年度)
営業収益	百万円	-	0	14,911
経常利益	百万円	-	0	249
当期純利益又は当期純損失(△)	百万円	-	△9	134
一株当たり当期純利益又は一株当たり当期純損失(△)	円	-	△48,807	279
総資産	百万円	-	0	81,433
純資産	百万円	-	0	26,691

(5) 主要な事業所

本 社	東京都江東区青海二丁目43番地
臨港サービス事務所	東京都中央区晴海五丁目7番11号
建設発生土管理事務所	東京都江東区有明四丁目15番地
公園センター	東京都品川区東八潮一丁目2番地

(6) 事業内容

- ① 外貨埠頭事業
- ② 建設発生土有効利用事業
- ③ 環境保全事業
- ④ フェリーターミナルビル等運営事業
- ⑤ 指定管理者関連事業等

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減(△)数	平均年齢	平均勤続年数
186 人	△ 3 人	46.4 歳	15.8 年

注1 従業員数は、平成20年度における正社員及び準社員の定数であり、臨時雇用者は含まれていません。

2 前期末比増減数は、事業承継前の財団法人東京港埠頭公社の平成19年度における正職員及び準職員の定数との比較数を記載しています。

3 平均年齢及び平均勤続年数は、平成21年3月31日を基準としています。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

会社名	資本金	事業内容	グループ会社(当社を除く)
株式会社東京臨海ホールディングス	12,000百万円	グループ会社の経営管理	東京臨海熱供給株式会社・株式会社ゆりかもめ・株式会社東京テレポートセンター・株式会社東京ビッグサイト

② 子会社の状況

該当事項はありません。

(9) 主な借入先

借入先	借入金残高
国土交通省	13,690,527 千円
東京都	29,683,034 千円

2 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数 480, 200株

(2) 株主数 2名

(3) 株主の状況

株主名	持株総数
東京都	240, 100株
株式会社東京臨海ホールディングス	240, 100株

(4) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役

地位	氏名	他の法人等の代表状況
代表取締役社長	小池正臣	(株式会社東京臨海ホールディングス代表取締役社長)
常務取締役	尾田俊雄	(八丈島空港ターミナルビル株式会社代表取締役社長(非常勤))
常務取締役	岩瀧清治	
* 取締役	湊哲哉	(株式会社商船三井執行役員) (株式会社 MOL JAPAN 代表取締役社長)
* 取締役	須之内康幸	(社団法人日本港運協会理事長)
* 取締役	齋藤一美	(東京都港湾局長)
監査役	小宮三夫	(東京都港湾局港湾経営改革担当部長)

注1 取締役3名(*)は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2 監査役1名は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3 平成20年8月1日開催の臨時株主総会において、尾田俊雄、岩瀧清治及び湊哲哉が取締役に選任され、同日就任いたしました。

4 取締役の田中亨及び外園賢治は、平成20年8月1日付で辞任いたしました。

- 5 平成 20 年 9 月 8 日開催の臨時株主総会において、小池正臣が取締役に選任され、同日開催の第 6 回取締役会において代表取締役社長に選任されました。
- 6 取締役 川崎裕康は、平成 20 年 9 月 8 日付で辞任いたしました。

(2) 社外取締役及び社外監査役に関する事項

区分	氏名	主な活動状況
取締役	湊 哲哉	平成 20 年 8 月 1 日就任以来開催の取締役会 6 回のうち 5 回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	須之内 康幸	当期開催の取締役会 8 回のうち 6 回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	齋藤 一美	当期開催の取締役会 8 回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	小宮 三夫	当期開催の取締役会 8 回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

株主総会決議に基づく報酬額

区分	支給人員	支給額	摘要
取締役	5 人	38,112 千円	株主総会承認限度額 50,000 千円
合計	5 人	38,112 千円	

注 期末現在の人員は、取締役 6 名、監査役 1 名ですが、支給人員と相違しているのは次の理由によります。

ア 取締役については、無報酬の非常勤取締役 3 名が存在していること。また、平成 20 年 8 月 1 日に常勤取締役が 1 名辞任し 2 名が就任、同年 9 月 8 日に代表取締役社長が交代したこと。

イ 監査役については、無報酬であること。

5 会計監査人の状況

(1) 名称 新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額 10,500 千円

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
特記すべき事項はありません。

6 業務の適正を確保するための体制等

平成 20 年 3 月 21 日に開催した第 1 回取締役会において決議した内部統制システム基本方針に基づき、業務の適正を確保するための体制等を次のとおり整備しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の取締役及び使用人が、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守し、社会人としての自覚を持ち、高い倫理観と道德観に基づく社会的良識に従い行動することができるよう、法令遵守の手引を定めております。
 - ② 上記行動規範の徹底を図るため、担当役員を定め、役員及び社員への徹底を図り、未然に法令定款違反を防止しております。
 - ③ 取締役は、重大な法令違反その他法令遵守に関する重要な事実を発見したときは、直ちに取締役会及び監査役に報告し、適切な処置をとります。
 - ④ また、法令遵守上、疑義ある行為について、使用人が社内通報窓口を通じ、直接、取締役会又は監査役に通報できる制度を整備しております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 取締役の職務執行に係る情報については、関係法令や、「文書管理規程」等の社内規程に基づき適切に保存・管理し常時閲覧可能な状態にするとともに、社外への漏洩防止のために必要な措置を講じております。
 - ② また、会社が保管する情報は、法令の定めや「情報公開要綱」に基づき、適正な請求があれば個人情報等の場合を除き原則開示する体制を整備しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 「リスク管理規程」を作成し、当社を取り巻くリスクを識別し、そのリスクの把握とその管理を行うために規程に沿った管理体制を構築しております。
 - ② 不測の災害が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする災害対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる危機管理体制を整えるものとしております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織規程」及び「事案決定規程」において定めております。

- (5) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき使用人として、監査役補助者を任命します。
 - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の

指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保し、上記補助者の任命、異動、評価及び懲戒処分については、監査役の承認を得るものとしております。

- (6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、業務の適正を確保するために必要な重要事項について監査役に対して速やかに報告するものとし、報告の方法については、取締役と監査役の協議により決定しております。
 - ② 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行っております。